

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 16 号

◎ 旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 4 年 1 月 22 日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年 1 月 22 日乗車分から施行する。

令和 3 年 12 月 14 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第 139 条の 3 第 1 号中、「840 円」の右に「又は 1,680 円」を加える。